

電気柵を  
設置している  
皆さんへ

# 電気柵を安全にお使いいただくために

「電気柵」は野生鳥獣からみなさんの大切な農作物などを守る重要な防護資材です。

そこで、使用に当たっては電気事業法の設備基準に従うとともに、電気柵用電源装置は安全が確認された製品を使用し、適正な設置と管理により事故防止に努めましょう。

## ☑ご確認ください

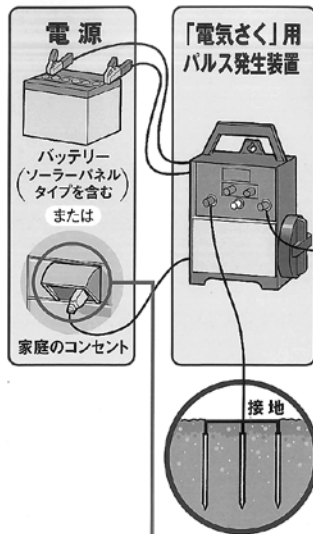
- 危険表示の看板を設置していますか？
- 30ボルト以上の電源使用時は、漏電遮断器を設置していますか？
- アースを設置していますか？

## 「電気さく」 とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法によって施設方法が定められています。



### 「電気さく」施設上の注意



**！ 漏電遮断器の設置**

「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、危険防止のために漏電遮断器を設置する必要があります。

### ！ 電波発生による障害の防止

「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように施設する必要があります。



経済産業省発行パンフレット「鳥獣害対策用の電気さくについて」より

問合せ 産業振興課 ☎029-288-3111 (内線253)

## 秋の全国交通安全運動(9月21日~30日)

~9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です~

秋になると日没時間が急激に早まり、夕暮れ時や夜間には見えにくさから重大な交通事故につながる恐れがあります。

ドライバーは前照灯を早めに点灯し、歩行者や自転車利用者は目立つ服装や反射材の着用を心がけるなどして、交通事故を未然に防ぎましょう。

問合せ 町民課 交通防犯グループ  
☎029-288-3111 (内線113)

### 《運動の重点》

- ① 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用推進及び自転車前照灯の点灯徹底)
- ② 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶